

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産、無形固定資産一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－群馬県社会福祉協議会の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。
- ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

退職手当共済制度に則り、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

民間社会福祉施設等職員共済制度に則り、群馬県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（第一号一様式、第二号一様式、第三号一様式）

(2) 法人では事業区分が社会福祉事業のみであるため第一号二様式、第二号二様式、第三号二様式を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号三様式、第二号三様式、第三号三様式）

(4) 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点（社会福祉事業）

イ 明嶺荘拠点（社会福祉事業）

・介護老人福祉施設明嶺荘

・短期入所生活介護事業所明嶺荘

・通所介護事業所明嶺荘

・居宅介護支援事業所明嶺荘

ウ のどの荘拠点（社会福祉事業）

・介護老人福祉施設のどの荘

・短期入所生活介護事業所のどの荘

・通所介護事業所のどの荘

・居宅介護支援事業所のどの荘

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	117,022,416			117,022,416
建物	728,957,639		44,926,241	684,031,398
定期預金	1,000,000			1,000,000
合計	846,980,055		44,926,241	802,053,814

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

廃棄処分による 29円

計算書類に対する注記

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし